



いく必要があります。

〔障がいのある人〕

障がいのある人の自立と社会参加を促進することも重要です。2006（平成18）年、国連では「障害者の権利に関する条約」が採択されるなど、障がいがあっても等しく人権の保障された社会の創造に向けて国際的な活動が行われています。我が国においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（2013（平成25）年6月成立。原則的に2016（平成28）年4月から施行）などの施策を整備し、2014（平成26）年1月、障害者の権利に関する条約を批准しました。これを契機にさまざまな条件や環境を整え、障がいの有無にかかわらず同じ社会の一員として、共に生きる社会を目指す必要があります。

〔外国人〕

日本には多くの外国人が生活しています。しかし、外国人に対する誤解や偏見によって、就労、住宅などに関する問題、ヘイトスピーチといった人権侵害も生じています。日本は国際社会の一員としての自覚を持ち、外国人に対する誤解や偏見をなくし、宗教、習慣、文化の違いなどを理解し、尊重することが求められています。

〔さまざまな人権課題〕

我が国固有の人権問題である同和問題（部落差別）やアイヌの人々、HIV感染者やハンセン病患者・回復者等、犯罪被害者等、罪を償った人（刑を終えて出所した人）の人権も解決すべき課題となっています。さらには、インターネットを悪用した人権侵害、性的指向や性自認を理由とする差別、ホームレスに対する偏見はもちろんのこと、北朝

鮮当局による人権侵害や人身取引（トラフィッキング）、東日本大震災に起因する人権問題に対しても取組まなくてはなりません。

21世紀を真の「人権の世紀」とするために、私たち一人ひとりが人権意識を高め、人権が尊重される心豊かな明るい社会を、共に築いていく必要があります。

